

第72回定時株主総会招集ご通知に際しての 書 面 交 付 省 略 事 項

主 要 な 事 業 内 容
主 要 な 営 業 所 及 び 工 場
従 業 員 の 状 況
主 要 な 借 入 先 の 状 況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
会 社 の 株 式 に 関 す る 事 項
会 社 の 新 株 予 約 権 等 に 関 す る 事 項
責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
会 計 監 査 人 の 状 況
業務の適正を確保するための体制及びその当該体制の運用状況
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

第72期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

クリナップ株式会社

本開示書類の内容については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業部門	事業の内容
厨房部門	厨房機器の製造、販売、施工、アフターサービス及びこれらに関連する事業
浴槽・洗面部門	浴槽・洗面機器の製造、販売、施工、アフターサービス及びこれらに関連する事業
その他	ステンレス素材の切断、着色加工及び販売、運送事業、人材派遣事業、有料老人ホーム事業、介護事業、コンピュータソフトウェアの開発及び販売並びにこれらに関連する事業

(2) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号			
営業拠点	北海道支店	北海道札幌市	3営業所	4ショールーム
	東北支店	宮城県仙台市	11営業所	13ショールーム
	信越支店	長野県長野市	6営業所	5ショールーム
	東京支社	東京都千代田区	40営業所	30ショールーム
	中部支社	愛知県名古屋市	15営業所	12ショールーム
	関西支社	大阪府大阪市	31営業所	26ショールーム
	九州支店	福岡県福岡市	13営業所	12ショールーム
	台湾支店	中華民国		
工場	四倉・鹿島システム・湯本・フレート・鹿島（いずれも福島県いわき市）			
	岡山（岡山県勝田郡勝央町）、津山（岡山県津山市）			

② 子会社

株式会社クリナップステンレス加工センター	福島県いわき市
井上興産株式会社	東京都荒川区
クリナップロジスティクス株式会社	東京都台東区
クリナップテクノサービス株式会社	埼玉県草加市
クリナップキャリアサービス株式会社	福島県いわき市
クリナップハートフル株式会社	東京都荒川区
クリナップソリューション株式会社	東京都荒川区
可麗娜厨衛（上海）有限公司	中華人民共和国

(3) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門等の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
厨房、浴槽・洗面関連等（営業）	2,039名	+10名
厨房、浴槽・洗面関連等（生産）	1,002	+11
管理その他	475	△8
合計	3,516	+13

（注） 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 事業部門を兼務する従業員がほとんどのため、従業員数を部門別に表示しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,997名	+24名	41.0才	15.1年

（注）従業員数は就業人員であります。

(4) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,946百万円
株式会社三井住友銀行	1,468
農林中央金庫	1,464
株式会社みずほ銀行	928

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 130,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,442,374株（自己株式1,377,305株を含む）
- (3) 株主数 12,354名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社井上	8,609千株	23.8%
クリナップ真栄会	2,415	6.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,364	6.5
クリナップ共進会	2,190	6.0
株式会社タカヤス	1,885	5.2
クリナップ社員持株会	1,812	5.0
株式会社三菱UFJ銀行	757	2.1
株式会社ミツウロコグループホールディングス	597	1.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	582	1.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	555	1.5

（注） 1. 当社は、自己株式を1,377,305株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が、その業務に起因して株主、投資家、従業員その他の第三者から損害賠償請求を提起された場合の損害賠償金及び訴訟費用等を補うものです。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因する損害賠償請求等については、補填の対象としないこととしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	35百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に関し、以下のいずれかの事象が発生した場合には、検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

- ① 会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合
- ② 監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合
- ③ 会計監査人の継続監査年数等を勘案し、解任又は不再任が妥当と判断した場合
- ④ 当社都合の場合

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員一致の決議により、監査役会が会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容

当社グループは、企業理念である「家族の笑顔を創ります」をはじめとする経営理念体系の実践により、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループは、「行動理念」を含む経営理念体系のもと、社内規程「クリナップグループ行動基準」（以下、「行動基準」という。）を定め、当社グループのすべての役員及び従業員はこれを遵守する。また、内部監査担当部門を中心に「行動基準」の浸透と実現に努める。
 - ② 当社グループは、「内部通報対応規程」を定め、内部通報制度による不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、通報者の保護を行う。
 - ③ 当社内部監査担当部門は、「内部監査規程」その他関連社内規程に基づき、監査役等と連携を図り、子会社を含めたグループ全体の監査を行い、その結果を被監査部門のみならず、関係部門並びに当社代表取締役及び当社監査役へ報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社グループは、「総括文書管理規程」その他関連規程を定め、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報につき、適切に保存及び管理を行うとともに、秘密保持に努める。
 - ② 取締役及び監査役は、これらの情報を必要なときに閲覧できる。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループは、「危機管理規程」その他関連規程を定め、社員及び関係者の安全の確保並びに会社が受ける被害等を最小限に抑えることを目的にグループ全体の危機管理体制を整備する。
 - ② 各部門、各子会社に係る各種危機管理体制を整備し、危機事象の把握、分析、対応策の検討を行い、予防に努める。また、危機事象が発生した場合の対処につき整備する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループの中期経営計画を定め、それに基づき当社各部門及び子会社各社が策定した年度計画等を審査し、年度予算の配分を決定する。
 - ② 「取締役会規則」「組織規程」その他関連規程により、取締役の合理的な業務分掌、チェック機能を備えた権限、意思決定及び指揮命令系統を整備する。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。
 - ③ 執行役員制度を導入し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。
- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- 「関係会社管理規程」その他関連規程を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付ける。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査部門に属する使用人を配置する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 前号の使用人の任命及び人事並びに監査部門の組織変更の最終決定は、監査役会の承認を必要とする。
 - ② 当該使用人は、他部門の使用人を兼務することができず、その指揮命令系統は監査役とする。
- (8) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役員及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループに著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告することとする。
 - ② 当社内部監査担当部門は、「内部監査規程」により、当社監査役に監査状況等を定期的に報告する。
 - ③ 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査役に内部通報の状況等について定期的に報告する。
 - ④ 当社グループは、上記の報告を行った役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (9) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が、取締役会の他、重要な会議に出席する等、代表取締役及び取締役並びに執行役員等と定期的に意見交換を行う機会を確保する。
 - ② 監査役が重要会議の議事録及び稟議書等を常時閲覧できる体制を整備する。
 - ③ 監査役は、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、監査部門、経理部門その他の各部門に監査への協力を求めることができる。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することとし、「行動基準」及び「反社会的勢力排除に向けた基本方針」において、反社会的勢力との関わりを一切持たないことを定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組むこととする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の基本方針に基づいて体制の整備を行っております。当事業年度におけるその運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取り組みについて

「行動基準」の周知徹底を図るため、「行動基準ハンドブック」をすべての取締役等及び使用人に配付しており、入社時の他、「行動基準」の改定時等、必要に応じた研修・教育の実施等を通じて、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

また、「内部通報対応規程」に基づき、内部通報の受付窓口を社内（コンプライアンス担当部門）と社外（外部の弁護士）に置く「クリナップホットライン」を運用しており、通報者の保護を徹底しつつ、通報情報を調査し問題を入手し是正に取り組んでおります。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組みについて

自然災害等、経営に重大な損害や影響等を与える可能性のある不測の事態の発生に備え、事業継続のための対策を策定・点検し、その低減を図るべく推進しております。

また、企業活動における対処すべきあらゆるリスクの発生を事前に把握・管理し対策を講じるとともに、将来起こり得る損失の発生についての予測・低減・回避を全社的に取り組むことを目的としたリスクマネジメント委員会の開催や「危機管理規程」その他関連規程に基づき、危機管理体制の確認を行っております。

(3) 取締役等の職務執行の効率性の確保に対する取り組みについて

取締役会は、2024年度、取締役会を15回開催し、法令又は定款に定める事項のほか、業務執行の決定及び業務執行の基本事項について代表取締役又は担当取締役並びに執行役員から報告を求め、職務の執行を監督しております。

また、執行役員会に取締役が出席し、中期経営計画、年度計画及び執行役員の業務執行の進捗状況について相互間の連携を図っております。

(4) 子会社管理に対する取り組みについて

「関係会社管理規程」その他関連規程に基づき、子会社が当社の取締役会決議や社長承認を要する事項及び報告する事項を定め、適切な運用を行っております。

(5) 監査役監査の実効性確保に対する取り組みについて

監査役会は、2024年度、監査役会を15回開催し、監査方針や監査計画などの決定や各監査役の監査に関する重要な事項について各監査役との情報共有を図っております。

また、常勤監査役は、執行役員会をはじめとする社内の重要な会議に出席して当社グループの重要な情報の把握に努めております。そして、内部監査担当部門、子会社の監査役及び会計監査人との定期的会合、代表取締役との定期的会合などを行い、当社グループ全体の監査の充実を図っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

|                              | 株主資本   |        |        |        |        |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                              | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 13,267 | 12,351 | 30,008 | △1,060 | 54,566 |
| 当連結会計年度変動額                   |        |        |        |        |        |
| 剰余金の配当                       |        |        | △1,118 |        | △1,118 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |        |        | 1,719  |        | 1,719  |
| 自己株式の取得                      |        |        |        | △0     | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額（純額） |        |        |        |        |        |
| 当連結会計年度変動額合計                 | －      | －      | 601    | △0     | 601    |
| 当連結会計年度末残高                   | 13,267 | 12,351 | 30,609 | △1,060 | 55,167 |

|                              | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 純資産合計  |
|------------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|--------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |
| 当連結会計年度期首残高                  | 2,064            | 197          | △159             | 2,102             | 56,669 |
| 当連結会計年度変動額                   |                  |              |                  |                   |        |
| 剰余金の配当                       |                  |              |                  |                   | △1,118 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |                  |              |                  |                   | 1,719  |
| 自己株式の取得                      |                  |              |                  |                   | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額（純額） | △15              | 92           | △250             | △173              | △173   |
| 当連結会計年度変動額合計                 | △15              | 92           | △250             | △173              | 427    |
| 当連結会計年度末残高                   | 2,048            | 289          | △409             | 1,929             | 57,097 |

## 連 結 注 記 表

### 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |                                                                                                                                                      |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 8 社                                                                                                                                                  |
| 連結子会社の名称 | 株式会社クリナップステンレス加工センター<br>井上興産株式会社<br>クリナップロジスティクス株式会社<br>クリナップテクノサービス株式会社<br>クリナップキャリアサービス株式会社<br>クリナップハートフル株式会社<br>クリナップソリューション株式会社<br>可麗娜厨衛（上海）有限公司 |

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない

関連会社の名称          マヴィ株式会社

持分法を適用しない理由    持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、可麗娜厨衛（上海）有限公司（12月31日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、可麗娜厨衛（上海）有限公司については、決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法による原価法によっております。

関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

当社及び国内連結子会社は定率法により償却を行っております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、在外連結子会社は定額法により償却を行っております。

② 無形固定資産

定額法により償却を行っております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額、及び特定の製品については個別に算出した発生見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を引当計上しております。

なお、2004年5月に役員報酬体系を見直し、2004年6月の株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、2004年7月以降対応分については引当計上を行っておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは住宅及び店舗・事業所用設備機器関連事業を主な事業とし、厨房機器、浴槽・洗面機器等の製造、販売を行っております。

これらの商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡し一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

また、請負契約による当社グループの商品又は製品の納入等に係る収益については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

なお、請負契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法によっております。

取引価格は、返品、値引き及び割戻し等の変動対価を考慮して算定しております。

当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(退職給付に係る会計処理の方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

退職給付に係る資産及び負債は、当社及び国内連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る資産及び負債並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                 | 47,879百万円 |
| 2. 保証債務                           |           |
| 金融機関からの借入金に対する保証債務                |           |
| 従業員                               | 4百万円      |
| 3. 受取手形裏書譲渡高                      | 17百万円     |
| 4. 圧縮記帳額                          |           |
| 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額 |           |
| 建物及び構築物                           | 133百万円    |
| 機械装置及び運搬具                         | 111百万円    |

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式37,442,374株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2024年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 649             | 18               | 2024年3月31日 | 2024年6月27日 |
| 2024年11月7日<br>取締役会   | 普通株式  | 468             | 13               | 2024年9月30日 | 2024年12月2日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資     | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------|------------------|------------|------------|
| 2025年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 649             | 利益<br>剰余金 | 18               | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、運転資金及び設備投資資金に係る資金調達を目的としたものであります。

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額139百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金、電子記録債務、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

|                  | 連 結 貸 借 対 照 表<br>計 上 額 (※) | 時 価 (※) | 差 額 |
|------------------|----------------------------|---------|-----|
| (1) 有価証券及び投資有価証券 |                            |         |     |
| ① 満期保有目的の債券      | 502                        | 463     | △39 |
| ② その他有価証券        | 4,632                      | 4,632   | －   |
| (2) 長期借入金        | (4,519)                    | (4,549) | 30  |

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分           | 時価    |      |      |       |
|--------------|-------|------|------|-------|
|              | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 有価証券及び投資有価証券 |       |      |      |       |
| その他有価証券      |       |      |      |       |
| 株式           | 4,169 | －    | －    | 4,169 |
| 投資信託         | －     | 463  | －    | 463   |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分           | 時価   |       |      |       |
|--------------|------|-------|------|-------|
|              | レベル1 | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 有価証券及び投資有価証券 |      |       |      |       |
| 満期保有目的の債券    |      |       |      |       |
| 社債           | －    | 463   | －    | 463   |
| 長期借入金        | －    | 4,549 | －    | 4,549 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資信託は公表されている基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|                 | 事業部門                  |       | 合計      |
|-----------------|-----------------------|-------|---------|
|                 | 住宅及び店舗・事業所用<br>設備機器関連 | その他   |         |
| 一時点で移転される財      | 121,446               | 6,022 | 127,468 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 2,231                 | 287   | 2,519   |
| 顧客との契約から生じる収益   | 123,677               | 6,310 | 129,987 |
| その他の収益          | －                     | －     | －       |
| 外部顧客への売上高       | 123,677               | 6,310 | 129,987 |

(注) 報告セグメントは単一セグメントであるため、事業部門別に記載をしております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

|                     | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 31,553  |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 30,800  |
| 契約資産（期首残高）          | 221     |
| 契約資産（期末残高）          | 550     |
| 契約負債（期首残高）          | 783     |
| 契約負債（期末残高）          | 791     |

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、512百万円であります。

(2) 残高履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|      | 当連結会計年度 |
|------|---------|
| 1年以内 | 7,903   |
| 1年超  | 1,827   |
| 合計   | 9,731   |

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額

1,583円18銭

2. 1株当たり当期純利益

47円67銭

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

|                         | 株主資本   |            |                   |            |                  |            |                  |                   |        |             |
|-------------------------|--------|------------|-------------------|------------|------------------|------------|------------------|-------------------|--------|-------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金      |                   | 利益剰余金      |                  |            |                  |                   | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |
|                         |        | 資 本<br>準備金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金         |            |                  | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |        |             |
|                         |        |            |                   |            | 固 定 資 産<br>圧縮積立金 | 別 途<br>積立金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |                   |        |             |
| 当期首残高                   | 13,267 | 12,351     | 12,351            | 1,077      | 182              | 22,800     | 3,380            | 27,440            | △1,060 | 51,998      |
| 当期変動額                   |        |            |                   |            |                  |            |                  |                   |        |             |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し           |        |            |                   |            | △3               |            | 3                | －                 |        | －           |
| 剰余金の配当                  |        |            |                   |            |                  |            | △1,118           | △1,118            |        | △1,118      |
| 当期純利益                   |        |            |                   |            |                  |            | 1,534            | 1,534             |        | 1,534       |
| 自己株式の取得                 |        |            |                   |            |                  |            |                  |                   | △0     | △0          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |            |                   |            |                  |            |                  |                   |        |             |
| 当期変動額合計                 | －      | －          | －                 | －          | △3               | －          | 419              | 416               | △0     | 416         |
| 当期末残高                   | 13,267 | 12,351     | 12,351            | 1,077      | 178              | 22,800     | 3,800            | 27,856            | △1,060 | 52,414      |

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|------------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 当期首残高               | 2,064        | 2,064      | 54,063 |
| 当期変動額               |              |            |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し       |              |            | －      |
| 剰余金の配当              |              |            | △1,118 |
| 当期純利益               |              |            | 1,534  |
| 自己株式の取得             |              |            | △0     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △15          | △15        | △15    |
| 当期変動額合計             | △15          | △15        | 400    |
| 当期末残高               | 2,048        | 2,048      | 54,463 |

## 個 別 注 記 表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 満期保有目的の債券

償却原価法による原価法によっております。

###### ② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### ③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ① 商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

###### ② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法により償却を行っております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産

定額法により償却を行っております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却を行っております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する見込額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額、及び特定の製品については個別に算出した発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。当事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を引当計上しております。

なお、2004年5月に役員報酬体系を見直し、2004年6月の株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、2004年7月以降対応分については引当計上を行っておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は住宅及び店舗・事業所用設備機器関連事業を主な事業とし、厨房機器、浴槽・洗面機器等の製造、販売を行っております。

これらの商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

また、請負契約による当社の商品又は製品の納入等に係る収益については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

なお、請負契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法によっております。

取引価格は、返品、値引き及び割戻し等の変動対価を考慮して算定しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

【会計方針の変更に関する注記】

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

【貸借対照表に関する注記】

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                 | 44,173百万円 |
| 2. 保証債務                           |           |
| 金融機関からの借入金に対する保証債務                |           |
| 従業員                               | 4百万円      |
| 3. 受取手形裏書譲渡高                      | 17百万円     |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務             |           |
| 短期金銭債権                            | 279百万円    |
| 短期金銭債務                            | 2,333百万円  |
| 5. 圧縮記帳額                          |           |
| 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額 |           |
| 建物                                | 90百万円     |
| 構築物                               | 1百万円      |
| 機械装置                              | 110百万円    |

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 2,485百万円  |
| 仕入高        | 6,498百万円  |
| その他の営業費用   | 11,135百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 568百万円    |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

1,377,305株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 繰延税金資産                |           |
| 株式評価損                 | 63百万円     |
| 貸倒引当金                 | 15百万円     |
| 退職給付未払金               | 21百万円     |
| 賞与引当金                 | 334百万円    |
| 未払事業税                 | 67百万円     |
| 繰越税額控除                | 171百万円    |
| 役員退職慰労引当金             | 126百万円    |
| その他                   | 434百万円    |
| 繰延税金資産小計              | 1,235百万円  |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △443百万円   |
| 評価性引当額小計              | △443百万円   |
| 繰延税金資産合計              | 791百万円    |
| 繰延税金負債                |           |
| 前払年金費用                | △321百万円   |
| 固定資産圧縮積立金             | △81百万円    |
| その他有価証券評価差額金          | △876百万円   |
| その他                   | △17百万円    |
| 繰延税金負債合計              | △1,296百万円 |
| 繰延税金負債の純額             | △504百万円   |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 30.6% |
| （調整）                 |       |
| 評価性引当額の増減            | △0.6% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 4.9%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △5.4% |
| 住民税均等割額              | 5.2%  |
| 税額控除                 | △8.6% |
| 繰越税額控除等              | △1.5% |
| 税率変更による影響額           | 0.4%  |
| その他                  | △0.6% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 24.4% |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称 | 議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合(%) | 関 連 当 事 者 と の 関 係 | 取 引 内 容      | 取 引 金 額 (百万円) | 科 目 | 期 末 残 高 (百万円) |
|-----|-------------|--------------------------|-------------------|--------------|---------------|-----|---------------|
| 子会社 | 井上興産(株)     | 所有<br>直接100%             | 商品の仕入<br>役員の兼任    | 商品の仕入<br>(注) | 4,283         | 買掛金 | 985           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額については、市場実勢を勘案して子会社と協議の上決定しております。

【収益認識に関する注記】

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表【収益認識に関する注記】」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,510円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 42円54銭    |

【連結配当規制適用会社に関する注記】

当社は、連結配当規制適用会社であります。